

横浜地方裁判所横須賀支部 平成●●年(〇〇)第●●号 損害賠償請求事件

国側当事者・国

平成27年3月25日棄却・確定

判 決

原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	新保 裕子
同	長倉 哲也
同	小原 弘行
同	下村 和正
同	杉森 拓
同	安藤 和信
同	福場 賢
同	森 光明
同	西田 昭夫
同	桐生 研一

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、金3000万円及びこれに対する平成20年1月1日から平成24年1月31日まで年5パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、A基地に駐留するアメリカ合衆国軍隊（以下「A米軍」という。）を相手に、同基地内で使用する物品を販売する（以下「本件取引」という。）小売業を営んできた原告が、本件取引は、消費税が免除される取引に当たるにもかかわらず、横須賀税務署から消費税の課税対象となる取引に当たるとされ、原告が提出した確定申告書の消費税等の税額を更正する処分を受けたことなどにより、A米軍から本件取引の引き合いがなくなり、廃業に追い込まれ、精神的苦痛を受けたなどとして、被告に対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき、慰謝料を求めた事案である。

1 前提となる事実

- (1) 原告は、平成7年から、A米軍を相手に小売業を営んでいた。
- (2) 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域

- 並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律」(以下「特例法」という。)7条1項は、事業者(消費税法2条1項4号)が、合衆国軍隊(特例法2条2項)に対し、その用に供される消費税法2条1項9号に規定する課税資産の譲渡等(以下「課税資産の譲渡等」という。)を行った場合には、消費税を免除する旨規定し、特例法7条2項は、同条1項の規定は、当該課税資産の譲渡等が同項各号に規定する用途に供されたものであることにつき、政令(「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令」(以下「特例法施行令」という。))で定めるところにより証明がされたものでない場合には、適用しないと規定している。そして、特例法施行令2条は、特例法7条2項が規定する「政令で定めるところにより証明がされたものでない場合」について、同条1項に規定する事業者が、同法2条2項に規定する合衆国軍隊の権限ある官憲の発給する証明書で当該課税資産の譲渡等が同法7条1項各号に規定する用途に供されたものであることを証明するものを当該課税資産の譲渡等を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2か月を経過した日から7年間、納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しない場合とする旨規定している。
- (3) 原告は、本件取引について、A米軍から免税証明書(Standard Form1034(以下「FORM1034」という。))の発給を受け、これを横須賀税務署長に対して提出し、本件取引が特例法7条1項により消費税が免除される取引(以下「免税取引」といい、本件取引が免除取引とされる制度のことを「本件免税制度」という。)に当たるとして、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の確定申告を行っていた。
- (4) ところが、A米軍は、平成17年ごろ、本件取引の決済方法をクレジットカード決済に変更したことを理由として、原告に対し、従来発給していたFORM1034を発給しなくなった。
- (5) 原告は、FORM1034が発給されなくなった後においても、本件取引が免税取引に当たるとして、消費税等の確定申告を行っていたが、平成21年7月、横須賀税務署の職員から、特例法施行令2条に規定する証明書の保存がないため、本件取引に、本件免税制度の適用をすることはできず、消費税の課税対象となる「課税資産の譲渡等」(消費税法2条1項9号)に該当するもの(以下「課税取引」という。)であることを前提とする修正申告をするよう勧奨された。そのため、原告は、同月7日、横須賀税務署長に対し、平成20年1月1日から同年12月31日までの課税期間(以下「平成20年課税期間」といい、他の課税期間も同様に表記する。)分の消費税等の税額を修正する旨の修正申告書(乙1)を提出するとともに、平成18年課税期間分及び平成19年課税期間分に係る消費税等についても、これらの税額を修正する旨の修正申告書を提出した。
- (6) 原告は、平成22年2月19日、本件取引が免税取引に当たるとして、平成21年課税期間分の消費税等の確定申告書を横須賀税務署長に提出したが、平成22年12月、横須賀税務署の職員から、前年までと同様に、本件取引が課税取引に当たるとを前提とする修正申告をするよう勧奨されたことから、同月22日、横須賀税務署長に対し、平成21年課税期間分の消費税等の税額を修正する修正申告書(乙2)を提出した。
- (7) 原告は、平成23年3月7日、本件取引が免税取引に当たるとして、平成22年課税期間分の消費税等の確定申告書を横須賀税務署長に提出したが、平成23年1月から、横須賀税務署の職員による税務調査を受け、前年までと同様に、本件取引が課税取引に当たるとを前提

- とする修正申告をするよう勧奨されたことから、平成24年2月1日、横須賀税務署長に対し、平成22年課税期間分の消費税等の税額を修正する旨の修正申告書（乙3）を提出した。
- (8) 原告は、平成24年2月22日、本件取引が免税取引に当たるとして、平成23年課税期間分の消費税等の確定申告書を横須賀税務署長に提出した。平成24年7月から、原告は、横須賀税務署の職員による税務調査を受け、前年までと同様に修正申告するよう勧奨をされたものの、修正申告書を提出しなかった。そのため、横須賀税務署長は、原告に対し、同年12月18日付けで、本件取引が課税取引に当たるとして、消費税等の税額を更正する旨の処分（以下「本件更正処分」という。乙4）をした。
- (9) 原告は、平成24年4月18日に、同年5月31日を廃業のあった日とする旨の「個人事業の開業・廃業等届出書」（以下「本件廃業届」という。甲7）を横須賀税務署長に提出した。
- (10) 原告は、平成25年2月4日、本件更正処分を不服として、異議申立てを行い、横須賀税務署長は、同年5月2日、本件更正処分の一部を取り消す旨の異議決定（乙5）をした。
- (11) 原告は、平成25年3月21日、本件取引が免税取引に当たるとして、平成24年課税期間分の消費税等の確定申告書を横須賀税務署長に提出した。
- (12) 原告は、本件更正処分が憲法14条及び84条に違反することなどを理由として、平成25年5月23日、国税不服審判所長に対し、審査請求（乙6）をした。
- (13) 原告は、平成25年12月12日、平成20年課税期間ないし平成24年課税期間分の免税証明書がA米軍から発給されたとして、横須賀税務署長に対し、同証明書（以下「本件免税証明書」という。乙8）を提出した。そのため、横須賀税務署長は、本件取引のうち、本件免税証明書により証明された取引を免税取引として認め、平成20年課税期間ないし平成23年課税期間分の消費税等の税額について、平成26年1月31日付けで減額更正処分（乙9ないし12）をした。
- (14) 原告は、平成26年2月12日、平成24年課税期間に行われた本件取引のうち、本件免税証明書により免税取引であることが証明されなかった取引は課税取引に当たるとして、平成24年課税期間分の消費税等の修正申告書（乙13）を横須賀税務署長に提出した。
- (15) 原告は、平成26年3月10日、上記（12）の審査請求を取り下げた（乙7）。

2 争点

原告の被告に対する損害賠償請求（国賠法1条1項）の成否

（原告の主張）

原告は、本件取引が免税取引に当たるとして、毎年消費税等の確定申告書を提出したところ、横須賀税務署長が、FORM1034が発給されていなかったことを理由として、本件取引を課税取引と認定して本件更正処分をしたこと、あるいは、横須賀税務署の職員が、原告において特例法7条2項及び同法施行令2条に規定する証明書の保存がないため、本件取引は、免税取引に当たらないとして、平成20年課税期間ないし平成22年課税期間分の消費税等の修正申告をするように勧奨したこと（以下、これらの勧奨を総称して「本件各勧奨」という。また、平成20年課税期間ないし平成23年課税期間を「本件課税期間」という。）が、憲法14条及び憲法84条に違反しており、これらの行為により、原告は、A米軍から本件取引の引き合いがなくなり、廃業に追い込まれ、精神的苦痛を受けた。したがって、原告は、被告に対し、国賠法1条1項に基づき、金3000万円の慰謝料及びこれに対する平成20年1月1日から平成24年12月31日まで民法所定の年5パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める。

(被告の主張)

- (1) 特例法7条2項が「前項の規定は(中略)政令で定めるところにより証明されたものでない場合には、適用しない。」と規定し、同法施行令2条が「合衆国軍隊の権限ある官憲の発給する証明書(中略)を(中略)保存しな」ければならないと規定していることから明らかであるとおり、事業者が、同法に基づき消費税の免税措置を受けるためには、「合衆国軍隊の権限ある官憲の発給する証明書」が発給されていることが当然の前提とされている。本件において、原告は、カード決済となつてからは、FORM1034の発行は受けていない旨述べていることから明らかであるとおり、原告は、本件課税期間に行われた本件取引に関し、本件更正処分及び本件各勧奨を受けた時点において、いずれもFORM1034を保存していなかった。したがって、本件免税証明書の発給を受ける以前においては、本件取引に本件免税制度を適用する余地がなかった以上、本件更正処分及び本件各勧奨は、租税法律主義(憲法84条)の観点からしても、いずれも適法であり、もとより、憲法14条に違反するものでもない。
- (2) 本件更正処分及び本件各勧奨と廃業との間にいかなる関係があるのか判然としないものの、この点をおくとしても、原告は、廃業により3000万円の損害が発生したことについて何ら立証しておらず、かえって、平成24年分所得税青色申告決算書(乙22)及び平成25年分所得税青色申告決算書(乙23)において、各年の1月から12月まで、毎月売上金額と仕入金額が計上されており、減価償却費の計算についても、各年中の償却期間を12か月として計算されている上、平成24年課税期間分の消費税等の確定申告書に添付されている消費税の還付申告に関する明細書(乙24)によれば、平成24年中、原告と「米合衆国公認調達局」と称する機関との間に403万1450円の取引があったとされており、また、平成25年課税期間分の消費税等の確定申告書に添付されている課税売上高計算表及び仕入控除税額に関する明細書(乙25の1、2)によれば、原告は、売上金額218万0130円のうち、その大半である216万2480円が輸出免税取引により、課税売上げにならないものとして申告していることが認められるのであるから、原告は、本件廃業届に廃業のあった日として記載する平成24年5月31日以後においても、事業を継続していたと認められる。したがって、本件廃業届を提出した後においても、原告は、事業を継続していることがうかがわれるから、廃業に追い込まれたことによる「損害」が発生したとはいえない。

第3 争点に対する判断

- 1 原告は、本件取引が、免税取引であるにもかかわらず、横須賀税務署により、課税取引に当たることを前提とする消費税等の税額を修正する修正申告をするよう勧奨(本件各勧奨)を受けたり、原告がこれに応じないと、本件取引が課税取引に当たるとして、消費税等の税額を更正する旨の処分(本件更正処分)がされるなどしたことにより、A米軍から本件取引の引き合いがなくなり、原告が廃業に追い込まれ、精神的苦痛を受けた旨主張する。
- 2 しかしながら、原告自身も認めるとおり、本件取引が、課税取引に当たるか、免税取引に当たるかについては、前提となる事実(10)の横須賀税務署長による本件更正処分の一部を取り消す旨の異議決定、同(13)の横須賀税務署長による消費税等の減額更正処分などにより、免税取引と認められた部分もあり、それに伴い、原告は、還付金を受け取り、一応の決着がついている。原告の上記主張は、財産的損害の回復だけでは賄えない精神的損害があることを前提とした主張と解されるが、そもそも、本件各勧奨や本件更正処分は、消費税等の税額をめぐる原告と横須賀税務署との間の問題であり、それと、原告の主張するA米軍から本件取引の引き合いがなく

なったこととの間の因果関係が明らかでなく、原告自身、本件の第2回口頭弁論期日において、本件取引の引き合いがなくなったのは、A米軍の考えによるものだと思う旨述べている。したがって、A米軍から本件取引の引き合いがなくなり、原告が廃業に追い込まれたとしても、それと、本件各勧奨や本件更正処分との間に、因果関係は認められない。

3 以上によれば、原告の上記主張は、採用できない。

4 よって、原告の請求は、理由がないので、棄却することとし、主文のとおり判決する。

横浜地方裁判所横須賀支部

裁判官 見目 明夫